MINAMI
CLINIC

施設基準および診療報酬について

【明細書発行体制等加算について】

当クリニックでは、医療の透明化や患者さまへの情報提供を積極的に推進していく観点から、領収書の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しております。

公費負担医療の受給者で医療費の自己負担のない方についても、明細書を無料で発行しております。なお、明細書には使用した薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されます。明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にてその旨をお申し出ください。

【一般名処方について】

当クリニックでは、後発医薬品(ジェネリック医薬品)がある薬について、商品名ではなく有効成分の名称(一般名)で処方する場合があります。一般名処方により、特定の医薬品の供給が不足した場合であっても、患者さまに必要なお薬を提供しやすくなります。なお、医療上の必要性があると認められない場合に、患者さまのご希望により先発医薬品(長期収載品)を使用する場合には、後発医薬品との価格差の一部を患者さまにご負担いただく「選定療養」の対象となります。ご不明な点がございましたら、お気軽にお申し出ください。

【地域支援・外来医薬品供給対応体制加算】

当クリニックでは、入院および外来において後発医薬品(ジェネリック医薬品)の使用に積極的に取り組んでおります。

医薬品の供給が不足した場合には、治療計画の見直し等を含め、医薬品の処方の変更等に関して適切に対応できる体制を整備しております。医薬品の供給状況によっては、投与する薬剤を変更する可能性があります。変更する場合には、患者さまに十分にご説明いたします。

2026.6.1